

よくあるご質問<令和4年2月24日時点※随時更新予定>

1 主な変更箇所

Q 令和3年度の事業内容からの変更はありますか。

A 主な改正内容は次のとおりです。

項目	改正前	改正後
補助事業者の要件として、新型コロナウイルスによる売上への影響	令和2年1月～12月のうち、代表事業者が指定する連続した3か月間において、売上高の平均が前年又は前々年同期と比較し、5%以上減少している	令和3年1月～12月の任意の3か月の合計売上が、コロナ以前（平成31年（令和元年）又は令和2年1月～3月）同期と比較し、5%以上減少していること
補助事業の内容	県内経済・雇用への波及効果が見込め、事業終了後おおむね5年以内の事業化を目指したものであること	県内経済・雇用への波及効果が見込め、補助事業終了後おおむね5年以内の事業化及び事業化後の企業の付加価値額向上を目指したものであること
補助率区分の内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点型（補助率2/3以内）： 開発テーマがデジタル化、又は代表事業者が輸送用機械器具製造業に属する事業を営む事業者</li> <li>●一般型（補助率1/2以内）： 重点型以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点型（補助率2/3以内）： 開発テーマがデジタル化又は輸送用機械器具製造業のカーボンニュートラルに係る新事業展開・事業転換に向けたものであること</li> <li>●一般型（補助率1/2以内）： 重点型以外</li> </ul>
ファブレス企業（自社で工場や生産設備を有していない事業者）の扱いについて	—	<p>次の要件を全て満たすことで、製造業者等として認め、代表事業者としての申請を可能とする。</p> <p>(a) 研究開発テーマが輸送用機械器具製造業の自動運転や電動化等（CASE等）に関する内容であること</p> <p>(b) 県内に工場等生産設備を有する製造業者と開発グループを構成すること</p> <p>(c) 事業化した場合に、広島県経済に波及効果があると認められること</p> <p>(d) 代表事業者の要件を満たしていること（①補助事業において、応</p>

		用・実用化研究開発及び事業化の中核を担う者であること、②広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有すること
--	--	--

## 2 申請時

Q ソフトウェアの開発を行い、製造業者等に販売していきたいと考えているが、対象となりますか。

A 製造業者等が「ものづくりの高度化」又は「デジタル化」に関する応用・実用化開発を行うことを目的としており、自社で事業化を行うハードウェアの開発につなげる必要があります。そのため、ソフトウェアのみで事業化を目的とするものについては、対象となりません。

<参考>

※ものづくりの高度化：高強度化、高機能化、形成プロセスの微細化・精密化、新たな機能の発現、品質安定性・安全性の向上、感性価値の向上、長寿命化、環境負荷の低減、低コスト化などにつながることを目的としていること

※デジタル化：組み込み技術を用いた自動制御技術等の「機械制御に係る技術」を事業化する製品となる機械装置・機械部品等に組み込むことを目的としていること

Q 付加価値額の「人件費」とは何を指しますか？

A 以下の各項目の全てを含んだ総額を人件費とします。

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用

ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。

Q 公募要領P4 (ケ) 「ファブレス企業」の要件 (a) 「研究開発テーマが輸送用機械器具製造業の自動運転や電動化等 (CASE等) に関する内容であること」とは具体的にどのような開発テーマが該当しますか。

A (エンジニアリング企業 (ファブレス企業) が県内自動車サプライヤーと開発グループを構成する場合)

設計等の研究開発の中核をファブレス企業が行い、試作等は県内自動車サプライヤーが行い、2者が共同で実証・検証するようなマイクロEVの研究開発 等

Q 事業計画書等に押印は必要ですか。

A 事業計画書等に押印の必要はありません。また、採択後に提出していただく実績報告書や請求書等についても押印の必要はありません。

Q 直接人件費の対象について、派遣社員も含まれますか。

A 公募要領 P13 別表の直接人件費に記載のとおり、「補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る」としています。そのため、派遣社員は対象となりません。

Q 補助事業期間内に自社で想定している応用・実用化開発を全て終了しなければならないのですか。

A 公募要領 P5 (3) (ア) ②に記載のとおり、「補助事業終了後おおむね5年以内の事業化」を目指したものであることが要件となっているため、補助事業期間内に事業化に必要な応用・実用化開発を全て実施する必要はありません。

《例》

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
開発 ステージ	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4	ステージ 5	ステージ 6	製品化・販売
支援対象		↔					

※「5年以内の事業化」に向けた具体的な計画を示し、申請を行う研究がどのステージに位置づけられているかを明らかにする必要があります。

### 3 採択後

Q 補助対象経費となる原材料・部品等を数点まとめて購入予定です。1点あたりは10万円未満であるものの、合計額にすると10万円以上となる場合、公募要領に記載の「一発注金額が10万円（税抜）」の物件に相当し、見積書を2社以上から徴取する必要がありますか。

A 2社以上からの見積書徴取が必要です。

なお、複数社の見積が取れない場合、見積書徴取前にその理由を書面で整理してください。

Q 補助対象経費となる原材料・部品等を海外の事業者から購入する予定です。外貨での支払でも補助対象経費とすることは可能ですか。

A 外貨の支払であっても補助対象経費とすることは可能です。この場合、支払日のレートなどにより日本円に換算してください。

Q 補助対象経費となる原材料・部品等が契約相手方の都合により、インターネットのみの購入の場合でも認められますか。

この場合、どのような書類を整備しておけばよいのでしょうか。

A インターネットでの購入も認められますが、見積書、発注書・請書（又は契約書）、納品書、請求書等の必要書類を整備してください。（例：注文画面のコピーのみで根拠資料とすること等は不可）

Q 契約先から購入代金の先払いを求められました。この場合補助対象経費として認められますか。

A 認められます。ただし、補助期間内に納品・検収が行われていない場合は、支払いが完了していたとしても補助対象経費外となりますのでご注意ください。